

* 弥生が丘自治会規約 *

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は弥生が丘自治会(以下、「本会」という)と称する。

(区域及び会員)

第2条 本会は、三田市弥生が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目(以下、「地区」という)の居住者で構成する。

2 本会の会員は、戸単位とする。

3 本会の会員の資格は、地区に居住することとなったときに取得し、地区に居住しなくなったときに喪失する。

4 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

5 本会の会員は、自治会の運営に必要な会費を納めなければならない。

6 本会の事務所は、弥生が丘コミュニティセンター(以下「コミセン」という)に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の福祉増進と相互の親睦を図り、明るく住みよい、安全、安心のまちづくりを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員の福祉と親睦、互助に関すること
- (2) 環境衛生に関すること
- (3) 教育、文化及び体育振興に関すること
- (4) 防犯、防災等の安全に関すること
- (5) 自治会資産の管理、運営に関すること
- (6) 広報に関すること
- (7) 各種団体との交渉、連絡に関すること
- (8) 民生委員・児童委員、青少年補導委員、国勢調査員の推薦に関すること。
- (9) その他、本会の発展に必要な事業に関すること

第3章 役 員 等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)書記 1名
- (4)会計 1名
- (5)理事 若干名
- (6)監査役 若干名

2 役員は、会員のうちから立候補又は推薦により選任する。

3 立候補者が、役員の定数を超えた場合は、役員会は選挙管理委員会を設置し選挙を実施する。

4 立候補者が、役員の定数未満の場合は、役員会の承認により選任する。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は、毎年の総会終了時から翌々年の総会の日までの 2 年とするが、再任を妨げない。但し、原則として同一部署の職務は 4 年を限度とする。

- 2 任期中に退任等によって欠員が生じた場合は、前条第 2 項により補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。(欠員の場合は臨時措置として選挙は実施せず、役員会の承認を得て役員とすることが出来る。)
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行なう。

(役員の誠実義務)

第 7 条 役員は、法令、規約及び規則並びに総会及び役員会の決議に従い、会員のため、誠実にその義務を遂行するものとする。

(役員の解任)

第 8 条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき
- (2) 前条の規定に反するとき
- (3) その他やむを得ないと認められるとき

(役員の職務)

第 9 条 会長は自治会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
又、それぞれ担当の選任業務を遂行する。
- 3 会計は会計業務全般を担当する。
- 4 会計監査は、会計に関する監査を行い、総会において監査報告を行う。
- 5 事業監査は、各事業の進捗状況を監査し役員会へ報告する。
- 6 役員は担当業務に加え、他の事業にも協力して業務に当たる。
- 7 理事は会長の指示により、副会長の業務を補佐し又、各担当事業の長として業務を遂行する。

第 4 章 自 治 会 の 運 営

(総会)

第 10 条 本会の総会は、全会員で構成する。

- 2 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年 1 回新会計年度開始以後 2 ヶ月以内に開催しなければならない。
- 3 会長が必要と認めた場合においては、役員会の決議を経て、いつでも臨時総会を開催することができる。
- 4 会員が、会員総数の 3 の 1 以上の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合は、会長は速やかに臨時総会を開催しなければならない。
- 5 総会の議長は、出席会員の中から互選する。

(議決権)

第 11 条 会員は、各戸 1 戸につき 1 個の議決権を有する。

(総会の会議)

- 第 12 条 総会は、前条に定める議決権総数の 3 分の 2 以上を有する会員(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- 2 総会の議事は前項の出席会員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合においては、議長の決するところによる。
 - 3 止むを得ない理由のため総会が開催出来ない場合は、書面により決議する事が出来る。

(議決事項)

第 13 条 次の各項に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他重要事項

2 前項にかかわらず、第 4 条第 4 号に関する事で緊急を要する場合には、役員会の決議で決すことができ、後日総会で承認を得るものとする。

(運営理事会)

第 14 条 運営理事会は、役員及び各地区長で構成する。

但し、会長が必要と認めたときは、他の各事業関係者並びに関連団体を招集することができる。

又、各事業関係者並びに関連団体が必要と判断した場合は、会長に申し出る事で出席する事は可とする。

2 運営理事会の議長は副会長が互選で務め、原則として毎月 1 回開催する。

3 総会の議決を要しない業務に関する事項を提案、協議し情報の共有を諮る。

(役員会)

第 15 条 役員会は、監査役を除く役員で構成する。但し会長が必要と認めたときは、各事業関係者並びに関連団体を招集することができる。

又、各事業関係者が必要と判断した場合は、会長に申し出る事で出席する事は可とする。

2 役員会の議長は、会長が務め、必要に応じて開催する。

3 役員会の会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その議事は出席役員の過半数で決する。

4 役員会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- (2) 規約の変更案
- (3) その他の総会提出議案
- (4) 総会及び運営理事会から付託された事項

(各部会)

第 16 条 各部長は理事が担当する。

2 各部会は、会員からの推薦者又は立候補者及び班長で構成する。

3 各部長は、部会を統括し、役員会から付託された事項の決定及び事業を行なう。

(班長会)

第 17 条 班長会は、地区の班長で構成し、地区長を互選により選任する。または班長以外からも選任出来る。

2 地区長は、班長会を統括し、次の事項を協議し実施する。

- (1) 各部会に出席する班長の選任
- (2) 各部会から付託された事項及び事業の遂行
- (3) 各地区的要望の取りまとめ及び運営理事会、部会への報告

3 班長会は地区長が毎月招集し開催する。

4 地区長選出について、原則 80 才以上は免除とする。

(班長)

第 18 条 班長は、各班の会員から概ね輪番により選出する。

2 以下の場合は近隣の了解が有れば班長の職務を免除される。

- ・会員本人が健康上又は家庭の理由により職務の遂行が困難な場合。

- ・会員本人が介護、幼児の育児等、特別な理由で肉体的、精神的に職務の遂行が困難な場合。

但し、以上に該当する場合であっても、本人の代わりに職務を引き受けることができる同居家族が居る場合は免除の対象とはならない。

3 班長の免除者が出了場合は、該当班内で協議し次期班長を選出する。

但し、適応する免責条件が失われた場合は、次年度に班長の職務を遂行する。

4 任期は会計年度の 1 年間とする。ただし再任を妨げない。

5 会長及び副会長の在任期間中は班長を免除される。

第 5 章 コミセンの管理・運営

(コミセンの管理・運営)

第 19 条 コミセンの管理運営については、別途利用規定により定める。

第 6 章 会 計

(会計年度及び会計帳簿等)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 会長は、会計帳簿等を作成して保管し、会員から書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(事業計画及び収支予算の作成)

第 21 条 会長は毎会計年度の事業計画及び収支予算案を総会に提出し、その承認を得なければならぬ。

(事業報告及び収支決算報告)

第 22 条 会長は、毎会計年度の事業報告及び収支決算案を会計監査の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会費)

第 23 条 本会の会費は、1世帯あたり月額 300 円とし、原則年一度班長が集金し、地区長を通じて会計に納入する。尚、退会月が判明している時は退会月までの会費を集金する。

2 本会に入会した会員は、入会月の翌月から会費を納めなければならない。

3 会員が会費納入後に本会を退会した時は、退会した月の属する翌月以降分の会費を返還するものとする。

4 月額会費金額の変更については役員会で協議決定し、総会の承認を得る事とする。

第 7 章 雜 則

(弔慰金及び見舞金)

第 24 条 本会の物故会員にたいする弔慰金は、5,000 円とする。

2 本会活動中の会員の事故等には、本会が各種共済保険に加入し、その見舞金をもってこれに充てる。

(役員、班長等の弁償費)

第 25 条 役員、班長等の弁償費は、別に定める金額を支払う。

(コミュニティ活動功労者表彰制度)

第 26 条 弥生が丘自治会では、さまざまな活動を通じて、多年にわたり地域に貢献された方を地域活動功労者として表彰し、その行為をたたえ、より豊かな地域社会づくりに勤めます。

表彰の対象となる活動内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 環境美化・清掃活動
道路・公園等の清掃、資源回収、ごみの分別収集、花いっぱい運動等。
- (2) 青少年健全育成活動
青少年健全育成の地域啓発等。
- (3) 地域福祉・ボランティア活動
介護、高齢者・障害者の社会参加促進等。
- (4) コミュニティ・健康づくり活動
体操、ウォーキング、運動クラブ運営等。
- (5) 生活を守る活動
防災・防犯、交通安全、不法駐車の追放、夜間巡回等。
- (6) 地域広報活動
地域情報紙、ミニコミ紙等。

2 表彰内容

表彰状及び記念品。

(個人情報)

第 27条 本会における個人情報の取り扱いに関しては、「弥生が丘自治会 個人情報取扱方法」に定める。

附則

- 1 この規約の施行に関し、必要な細則は役員会でこれを定める。
- 2 この規約は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。
- 3 第 1 回規約改正 平成 22 年 4 月 18 日より施行する。
- 4 第 2 回規約改正 平成 25 年 4 月 22 日より施行する。
- 5 第 3 回規約改正 平成 26 年 4 月 21 日より施行する。
- 6 第 4 回規約改正 平成 27 年 4 月 26 日より施行する。
- 7 第 5 回規約改正 平成 29 年 4 月 22 日より施行する。
- 8 第 6 回規約改正 平成 30 年 4 月 28 日より施行する。
- 9 第 7 回規約改正 平成 31 年 4 月 27 日より施行する。
- 10 第 8 回規約改正 令和 3 年 4 月 24 日より施行する。
- 11 第 9 回規約改正 令和 4 年 4 月 30 日より施行する。

弥生が丘自治会個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この取扱方法は、弥生が丘自治会（以下「本会」）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者（以下「管理者」という。）は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、役員、要支援者を支援する者とする。

(秘密保持義務)

第6条 管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

2 要支援者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要支援個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含みます。）、生年月日（年齢）、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

4 本会が作成する弥生が丘自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び地図の作成
- (3) 各部会活動の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要支援者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理しなければならない。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供してはならない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市を除く。）に提供したときは、法第 29 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市を除く。）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 30 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し開示を請求することができる。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第 33 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対し訂正等を求めるることができる。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配付されている名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに代えることができるものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡しなければならない。この場合において、管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行うものとする。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 弥生が丘自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とする。

(取扱方法の改正)

第 17 条 この取扱方法の改正は、役員会の議決により行う。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 30 日から施行する。